



発行所 島根日日新聞社 〒693-0001 出雲市今市町743-22

山陰あれこれ

104

番外編

令和2年9月1日(掲載予定なし)

「島根の民話」連載について

酒井 董美ただよし

鳥取県の民話を多くの人々に理解してもらうため、筆者は現在『日本海新聞』に毎週一回、水曜日の紙面に「鳥取の民話」を連載している。スタートしたのは、今年一月二十九日であるから、明日二日で三十二回になる。紙面には「あらすじ」と「解説」、それに福本隆男氏の内容にマッシュしたイラストを載せ、この生の語りを聴くのに、鳥取県立博物館のホームページ「民話」を検索するとよいようになっていて、ここには東部地区、中部地区、西部地区のそれぞれに三〇話ずつ。合計九〇話が掲載されているので、語り手の住所から地区を選び、その中から該当のタイトルをクリックしてもらえば、筆者が収録した当時の語り手の声が聴こえる仕組みになっている。

実は、平成二十六年八月に筆者が無形民俗文化財とも言うべき、県内で収録した民話やわらべ歌をホームページに連載するよう島根、鳥取両県の博物館に陳情した結果、鳥取県立博物館では快く承知し、毎月、登載作業を続けて、このようにわらべ歌、民話各九〇、合計一八〇登載できたので、郷土紙『日本海新聞』で「あらすじ」と「解説」を読み、ホームページで実物の音声を聞くというコラボ企画ができたのである。わらべ歌は平成三十年三月七日から令和元年十一月二十七日まで九〇回の連載を終え、引き続き現在は民話を連載している。これも九〇回まで続くことになっている。

一方、島根県の方であるが、陳情した古代出雲歴史博物館ホームページで、これまでわらべ歌は八曲、民話は七話、それに鳥取県にはない労作民謡五曲が登載されたところで終わっている。原稿を筆者が送ったけれど未登載のものが民話一一、わらべ歌一四、民謡七が放置されたままである。このような状況が続くので、送っても意味がないと、筆者は送ることを断念し、今日に至っている。島根県の行政が中途半端な扱いは、口承文芸専門の担当者が博物館に配置されていないからだろうと筆者は考えている。

しかし、口承文芸研究者としての筆者としては、このまま引き下がるのではよくないと思ったので、熟慮の結果、島根県でも同じ企画でコラボ連載を実現しようと考えた。そこで出雲かんべの里の協力を得、同館のホームページ「民話の部屋」に登載し、しかも新聞にはQRコードをつけて、スマホなどで読み取れば、音声も聴ける仕組みにしようと考えた。そして島根日日新聞社と交渉し、同紙の八月十一日の紙面を第一回として毎週火曜日付紙面で連載を続けることになった。出雲、石見、隠岐三地区各二〇回ずつ合計六〇回連載の予定である。QRコード付の新聞連載など本邦初だと思っている。

鳥取県に比べて地区当たり一〇回少ない理由は、筆者の八十五歳という年齢を考慮したからである。出来ればこの後、わらべ歌も同様に連載しようと考えているので、こうなった次第である。なお、『島根日日新聞』と同様に連載しているのは、「島根半島四十二浦巡り再発見研究会」のホームページである。ただ曜日を毎週水曜日と新聞より一日ずらした形で出している。イラストはカラーである点が新聞と異なる点である。同紙を購読されていない方でも、こうして島根半島四十二浦巡り再発見研究会のホームページから、「島根の民話」は視聴できることを、この機会にお知らせしておきたい。